

平成30年度 光が丘学園事業計画

1, 事業方針

光が丘学園は、過去に発覚した「施設内虐待」を教訓として、検証と研修を重ねながら「子どもが育つ場」としての児童養護施設の再生に向けた努力を重ねてきた。

養育の営みは試行錯誤の連続であり、生まれながらに多くの苦難を背負った子どもたちが見せる様々な姿は、私たちにとって常に示される課題でもあった。一人ひとりの子どもに寄り添い、その姿を見続けながら、職員自らの課題として無我夢中で走り抜いたこの10数年は、私たちが子どもに対して真摯に向き合ってきた証として、学園の大きな財産になっており、その取り組みは、自信を持ってこれからも光が丘学園の大切な指針であると確信する。私たちは今後も検証を繰り返しながら、社会的養護を取り巻く様々な制度施策の変容を踏まえ、改めて「養育」の内容を検討し、養育支援の一貫性、連続性、継続性を保つための「標準化」を図る取り組みを行う事とする。また、子どもの権利擁護に基づいた「養育モデル」の共有化を図り、柔軟に対応するためのシステムの構築に取り組み、子どもにとってより「よく生きる (well-being)」の保障をめざす養育支援を、さらに前進させていく。

生活支援を基盤に

- ・ 生活は子どもにとって育ちの基盤なるものである。一人ひとりの発達特性や発達段階をふまえながら着実に身につくようにし、自身の生きる力を培っていく支援を行っていく。
- ・ 学園を卒園し社会に巣立ったときの子どもの姿を長期的な自立支援目標と定め、社会生活において必要な規範意識(社会生活のルール)の醸成や基本的生活習慣(挨拶、時間、整理整頓等)の育成を常に念頭に置きながら支援していく。
- ・ 養育・支援について、標準的な実施方法の文書化に取り組み、職員が共通の認識を持って行うための養育マニュアル作成に着手する。

信頼関係を基盤に

- ・ 子どもの心に何が起きているかを理解し、共に営む生活の様々な場面において表現される子どもたちの求めているもの、言葉にできずに伝えきれていないものに気づいていく職員をめざす
- ・ 子どもの小さなサインや変化に気づき、その心情に共感し寄り添う大人に出会うことを経験させる。そのことによって、子どもが自分の想いを素直に伝えられる安心感に包まれる居場所としての学園をめざす。

発達の保障を基盤に

- ・ 画一化したプログラムや用意された養育の営みに単に子どもをはめ込む関りではなく、子どもの育ちを見つめながら、必要に応じて柔軟に対応できる可変性のある支援によって、子どもの個性や能力が引き出され、子どもが本来持っている成長力や回復力が促進されるような支援をめざす。

主体性を基盤に

- ・ 日常生活のあり方について、子ども自身が自分の問題として考え、主体的に改善していくことが、施設生活を肯定的に受け止めることになり、ひいては自分の将来について希望を持って歩んでいくことに繋がっていく。そのためにも、主体的に物事を判断し行動するための判断能力や、常に正しい選択を目指しながら自己決定を行う能力を身に着けるため、意識的に自己決定の場を設定していく。
- ・ 自立支援計画について子どもと共に作成し、共有し、振り返りを行う。
- ・ 行事などの企画、運営に子どもが主体的に関われるよう支援する。
- ・ 様々な場面を通して、子どもが主体的に選択し実行できるよう支援する。

権利擁護を基盤に

- ・ 職員自らが「生活」の質や子ども達の育ちの姿について、常に問い続け、常に向上を目指し、常に謙虚であるために、また、常に子どもの人権を守る人であるために、

積極的に外部評価を受けるとともに、定期的な内部評価を行う。

- ・ 子どもの権利を保障するために、権利擁護の知識および意識を高め、子どもの最善の利益を考慮した養育支援を実践する。そのため研修や学習会に積極的に参加する。
- ・ 施設内における子どもの権利侵害を防ぐために、組織的な取り組みを行う。
- ・ 家庭的養護推進のために、積極的に環境や設備改善に取り組んでいく。将来的な移転に向けて、ユニットや小規模施設の生活形態についての研修や検討を具体的にやっていく。

地域とのつながりを基盤に

- ・ 子ども達の成長を俯瞰した視野で捉え、自立に必要な教育、経験、環境、家族関係についての一貫した支援を、学校、児童相談所、家庭、地域と協力して行う。
- ・ 社会的養護の推進のためには地域社会から信頼される施設となることが求められる。園内外の環境整備に努め、地域の人々と育ちあえる環境を提供できるよう園内行事、社会行事の参加やボランティア交流の充実を図るものとする。
- ・ 施設にある社会的資本を活用した地域公益活動を積極的に推進していく。

光が丘子ども家庭支援センター

法人に付置されている「光が丘子ども家庭支援センター」は、地域に密着したきめ細かい相談支援機関として大きな成果をあげている。今年度は、ショートステイ・トワイライトステイの事業の拡大と充実を通して、光が丘学園との連携を一層深め、地域子育て事業への更なる貢献と、教育機関、保健医療、福祉団体との連携協力体制の構築に努めていきたい。また、相談者のニーズに、幅広く専門的に応える相談機関の役割はもとより、国の施策による里親制度推進等、新たな子育て支援のニーズに答えていけるよう、社会福祉士の常勤によって、様々な場面に柔軟なケースワークに努め、地域社会の信頼を獲得できるよう、一層の努力を期したい。

予算執行にあたっては、事業方針、事業計画に沿って、節約を図りながら、効果的適切な予算執行に努めたい。

2、事業内容

- (1) 自立支援内容の一層の充実（・個別化。小集団による基本的な生活習慣や規範意識の育成などきめ細かい生活支援の実現・子どもの意志や意見、選択を尊重する生活場面の充実・仲間と分かち合い、育ちあうコミュニティ機能の充実・養育マニュアル作成の取り組み）
- (2) 育ちと自己実現に向けた主体的な生活の支援（・児童参加型自立支援計画の策定

- ・ 自立支援計画の保護者との共有・児童参画による学園行事の計画、準備、参加の促進・自己選択、自己決定の機会の充実)
- (3) 研修活動への積極的参加 (カンファレンスの充実・生活に即したアセスメントの確立・児童養護施設運営ハンドブックに関する園内研修・園外研修への積極的参加・他施設との職員交流)
- (4) 苦情解決システムの充実 (ヒヤリハットの検証・第三者委員会の開催・ホームページおよび学園便りによる情報公開、解決に向けた組織的な対応の整備、会議録)
- (5) 福祉サービス第三者評価基準の査定 (自己評価の実施・第三者評価の実施)
- (6) 子どもの権利擁護に対する積極的な取り組み (全職員による内部研修および外部研修の積極的参加・権利侵害の未然防止のための組織的取り組み・子どもの意見表明の場の確保およびアドボカシー機能の充実)
- (7) 学校、関係機関・団体との一層の連携 (各団体連絡協議会の開催・各ボランティアとの協力)
- (8) 子ども家庭支援センターとの一層の連携 (夜間業務への協力、ショートステイ・トワイライトステイ事業の連携)